

## (仮称) 青森市地域福祉計画 (素案) に対して提出されたご意見と市の考え方

○パブリックコメントにおけるご意見 なし 【期間：平成 27 年 12 月 15 日(火)～平成 28 年 1 月 14 日(木)】

## ○浪岡自治区地域協議会におけるご意見 (ご意見 5 件) 【開催日：平成 27 年 12 月 18 日(金)】

No	項目	頁	ご意見の内容	市の考え方	反映状況
1	全体	-	県の地域福祉支援計画では県社協を「地域福祉推進の中核的団体」と位置づけているが、市も同様に市社協を位置づけるべきではないか。	市社会福祉協議会は、市と両輪で地域福祉を推進していく中核的団体であると認識していることから、位置づけを計画に明記いたします。	反映 (P34)
2	第 1 部 総論	1 3	総合計画においては「ユニバーサル社会」を使用し、今回の地域福祉計画では「ソーシャル・インクルージョン」を使用しているが、似たような意味だと思うが、どういうことか。	総合計画においては、福祉のほか、男女共同参画・多文化共生等も含め、市民一人ひとりが互いの違いや人権を尊重しつつ、対等な構成員としての社会を築くことを目指して、「ユニバーサル社会の形成」を基本政策のひとつとして掲げています。 一方、地域福祉計画では地域福祉を推進する観点から、誰もが住み慣れた地域で年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人もお互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら生活するという「ソーシャル・インクルージョン」の考え方が重要であることから、今回の地域福祉計画に掲げたものです。	記述・整理済
3	第 2 部 各論 第 4 章 地域福祉推進のための基盤整備	48	「健康寿命の延伸」という考えのもと、年をとっても活動できる健康づくりのプログラム作成・実践を行ってほしい。(例えば、基礎体力向上や脳トレ、若い人も含めたメタボ解消、水中運動、食育、指導トレーナーの育成など)	ご提案の内容については、現在も健康づくりや介護予防の観点から実施しているものもあり、今後、事業実施にあたり参考とさせていただきます。	実施段階検討
4	第 2 部 各論 第 4 章 地域福祉推進のための基盤整備	48	今後は、老人クラブの活動が重要。その会場の確保などについては、浪岡の中心部だけでなく、郊外のクラブの意見も取り入れてほしい。	老人クラブについてはご意見と同様に認識しており、高齢者の 80%は元気なお年寄りであるため、その方々がいかに元気を保っていただけるようにするかも重要と考えおります。ご提案の内容につきましては、今後の事業実施にあたり参考とさせていただきます。	実施段階検討
5	第 2 部 各論 第 4 章 地域福祉推進のための基盤整備	48	元気な高齢者を維持・継続していくためには予算をかける必要がある。例えば、健康づくりの活動のために利用者へのバス運行などを考えるべき。	ご提案の内容につきましては、新しい総合事業など地域における支援やサービスの充実を検討する中で、今後の参考とさせていただきます。	実施段階検討

## 【反映状況の定義】

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの  
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの  
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの  
「反映困難」・・・反映が困難なもの  
「その他」・・・上記以外のもの  
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

## 青森市地域福祉計画(案)における『地域福祉の役割分担』一覧

施策		第1章 地域で支え合う意識の向上	第2章 地域福祉の担い手の育成・確保	第3章 地域での共助ネットワークの構築	第4章 地域福祉推進のための基盤整備	第5章 福祉サービスの提供・相談体制の充実
施策の方向		市民一人ひとりが地域でつながり支え合うという意識がこれまで以上に根付くよう、自助・共助・公助の考えを踏まえ、地域で支え合う意識づくり、権利擁護意識の向上を推進します。	今後の更なる人口減少・少子高齢化に備えた地域づくりを進め、地域で支え合う力を強化するため、地域福祉の担い手の育成・確保を図ります。	高齢者や障がい者、子どもや子育てする人、生活困窮者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域の中で共に助け合い、可能な限り地域の中で支援やサービスが受けられる体制づくりを目指します。	青森市福祉増進センターや青森市総合福祉センター、浪岡総合保健福祉センター、福祉館など、地域における福祉活動拠点のハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集まりや交流の場づくりなどのソフト面でも地域住民が活動しやすい環境づくりを図ります。	高齢者、障がい者、子どもなどが地域で安心して生活できるよう、自助・共助・公助の視点に立ち、各種支援制度や相談体制等の充実を図ります。
主な取組		・地域で支え合う意識づくり ・権利擁護意識の醸成・向上	・市社会福祉協議会との連携による担い手づくり ・ボランティア活動の促進 ・地域を支える人材の養成 ・民生委員・児童委員の担い手の確保 ・担い手確保の仕組みづくり	・共助ネットワークの構築 ・地域活動団体への支援	・地域福祉を支える施設の整備 ・活動・交流機会の提供	・地域における支援・サービスの充実 ・雪処理支援の充実 ・災害時に備えた体制の整備 ・情報提供の充実 ・相談体制の充実
地域福祉の役割分担	地域住民に期待される役割	◆地域の身近な問題に関心を持ち、隣近所で助け合うよう心がけます。	◆地域活動やボランティア活動に積極的に参加・参画するよう努めます。	◆家庭や隣近所など身近なところから、あいさつ・声かけなどのコミュニケーションを心がけます。 ◆市民自治の主体として積極的にまちづくりに参画します。	◆公共施設や市民館での地域活動や生涯学習など、地域において住民が交流できるよう、積極的に施設を活用します。 ◆地域団体や福祉事業者が実施する交流の場等に積極的に参加し、同じ地域の住民や団体、事業者と交流を深めるように努めます。	◆近所の高齢者、障がい者、子どもを含め、地域住民に対し、目配り、気配り、心配りを心がけます。 ◆災害時避難行動要支援者の支援者や除雪ボランティアとして協力します。 ◆地域ぐるみの健康づくり活動に積極的に参加します。
	地域団体に期待される役割	◆地域の課題や潜在化しているニーズについて積極的に情報発信し、地域住民の地域への関心を高めます。	◆地域住民の地域活動やボランティア活動への参加の促進に努めます。	◆地域住民とのあいさつ・声かけなどのコミュニケーションを心がけます。 ◆学校と地域との交流を積極的に行い、地域と連携した活動を行います。	◆町(内)会が運営する市民館などの施設の適正な運営に努めます。 ◆地域住民や地域団体同士が交流できる場を設けるよう努めます。	◆様々な活動を通じて、福祉サービスが必要な要支援者の把握に努めます。 ◆地域住民にとっての最も身近な相談役として、様々な相談に応じ、市や地域団体との橋渡し役となります。 ◆市からの情報提供や研修会等を通じ、必要な情報を適切に把握し、地域住民の多様な相談に応じられるよう努めます。
	企業に期待される役割	◆ボランティア活動の推奨やボランティア休暇※制度の導入などを通じ、従業員等の地域福祉活動に対する意識の向上に努めます。	◆地域福祉の担い手であることを認識し、地域の一員として地域福祉活動への参加促進に努めます。	◆高齢者等の見守り活動など、地域における支援のネットワークへの協力・参画に努めます。	◆企業の有する人材や施設等を地域社会に還元するなど、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めます。	
	福祉事業者の役割	◆地域への施設開放や実習生の受け入れなど、体験学習の場を提供し、地域住民等に対する意識の向上を図ります。	◆福祉事業従事者等を専門的な研修会等に積極的に参加させるなどし、資質の向上に努めます。 ◆体験ボランティア事業や、実習生等の受け入れ、地域団体の研修会等への講師派遣等により、広く各世代の人材育成・確保に努めます。 ◆ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアを受け入れたい側とのコーディネートを行うとともに、参加促進に向けたネットワークづくりに努めます。	◆施設での地域に開かれたイベントの開催などを通じて、施設利用者と地域住民が交流できる機会や、地域住民がボランティアとして施設運営に協力できる環境を整えるなど、地域に開かれた施設となるよう努めます。 ◆市や地域団体との連携に努め、地域での支え合いに積極的な役割を果たします。	◆事業所の有する人材や施設等を地域社会に還元するなど、地域貢献活動に積極的に取り組むよう努めます。 ◆所有管理する福祉施設の適正な運営に努めます。 ◆施設利用者と地域住民との交流や体験学習の場となるよう、地域への施設開放に努めます。	◆福祉サービス利用者の人権を尊重し、保健・医療・福祉連携のもと、良質かつ適切なサービスを継続的に提供します。 ◆苦情解決に関し、第三者委員を設置するなど、客観性、透明性を確保するとともに、運営適正化委員会への提起など苦情対応体制について、利用者に十分な情報提供と説明を行います。 ◆地域ニーズを踏まえた福祉サービスの提供の充実に努めます。 ◆サービスを受けようとする人が、できるだけ容易に情報収集できるよう、情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めます。 ◆市や地域団体と連携し、相談体制・情報提供体制の充実に努めます。
	市の役割	◆ボランティアセンターの運営支援や、様々な広報媒体を活用した具体的な地域活動やボランティア活動の事例の紹介などを通して、地域福祉推進に対する地域住民の意識啓発を図ります。 ◆様々な広報媒体を活用して、権利擁護の理念や相談先の周知などを通じて、地域住民の権利擁護意識の向上を図ります。	◆地域福祉サポーター制度やボランティアポイント制度の構築により、地域ごとに福祉の担い手を確保できるよう努めます。	◆地域支え合い推進員(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)の配置、地域カルテの整備などを通じて、地域の状況に応じて、地域住民が支え合いネットワークづくりを推進します。	◆ハード面、ソフト面の両面から地域住民、地域の団体、事業者等が活動しやすい、参加しやすい場づくりに努めます。	◆地域の状況に応じた支援が行えるような体制づくりに努めます。 ◆サービスを受けようとする人が、できるだけ容易に情報収集できるよう、情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めます。 ◆地域団体や事業者と連携して、相談体制・情報提供体制の充実に努めます。